

事故周知・再発防止〔令和4年度発生事例〕

災害の種類	物損事故	工事区分	建築改修工事
事故内容	注意喚起ワイヤーとバックホウ積載車両の接触事故	被災者	性別・年齢 一
被災状況	注意喚起ワイヤーと支柱の破損	職業	一

〔災害の概要〕

□現場の状況：
橋梁下をバックホウを積んだ2tトラックで通行しようとしていた。

□事故の概要： 令和4年11月17日(木曜日)AM7時45分頃
始業前、既存アスファルト舗装の撤去及び掘削に使用するバックホウを積載した2tダンプが、現場敷地内を横断する国道の橋梁下を通行しようとした際、橋梁前に設置している高さ制限の注意喚起ワイヤーに接触し、ワイヤーと支柱を破損させた。

□安全対策の有無 有

新規入場者教育や災害防止協議会で、各下請け業者に対し現場内の通行ルールを周知していた。(通行ルール：高さ(3.3m以上)のある車両については事前に下請けから元請へ連絡を行うこと。敷地内の橋梁下を通行しなくても済むように、事務所側のゲートにて出入りすること。)

〔再発防止策〕

□問題題点：①下請け業者が、事前に元請へ連絡がなく、指定とは違うゲートから現場へ侵入した。

②事故を起こした運転手は、車両の最高高さ(3.25m)を正確に把握していないなかった。

③橋梁下に高さ制限の標識(3.3m)の標識は設置されていたが、注意喚起ワイヤーの高さ(3.20m)を実測しておらず、ワイヤーの手前で停止しなかった。後ろから車両が迫っていたため、運転手が焦り、高さの確認をせず進んでしまった。

□防 止 対 策：(1)-1 乗用車以外で現場へ出入りする際は、必ず前日と当日の入場前に元請へ連絡させる。(下請け業者へ安全衛生協議会、新規入場者教育、KY活動により周知徹底)

(1)-2 乗用車以外は必ず事務所側ゲートから出入りさせる。(安全衛生協議会、新規入場者教育と前日の電話連絡により周知徹底)

(1)-3 橋梁下は、原則として乗用車以外通らせない。(安全衛生協議会、新規入場者教育、KY活動で周知徹底)

(1)-4 事故対策リスト・ハザードマップ及び施工計画書に上記内容を追記し、再度、現場内の安全対策の徹底を図る。

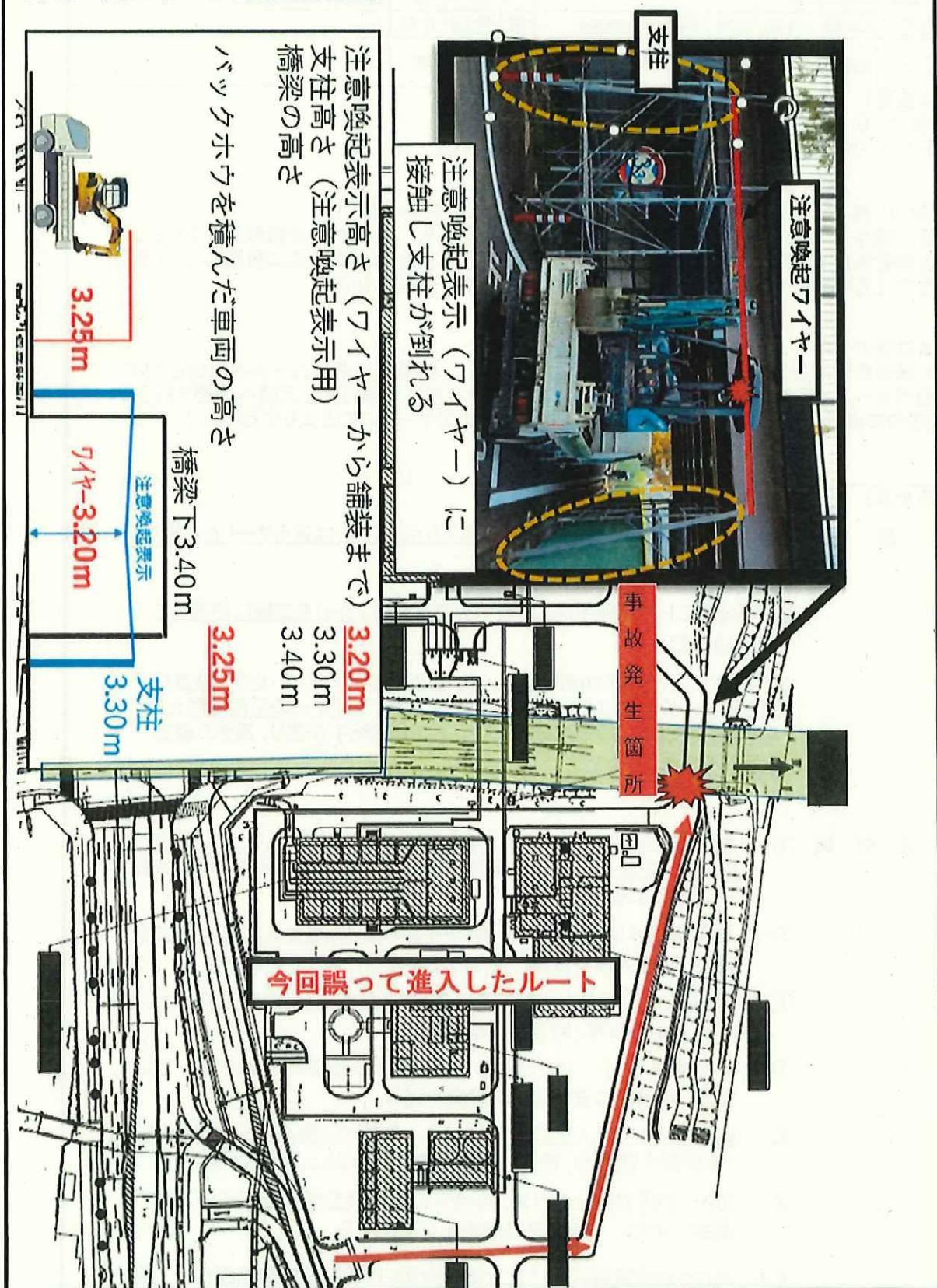
(2) 乗用車以外で出入りする業者に対し、事前に車両高さを確認させる。(安全衛生協議会、新規入場者教育、KY活動により周知徹底)

(3) 万が一の再発防止のため、橋梁下の既設注意喚起表示の手前に高さ3mのロープと注意喚起表示を追加する。

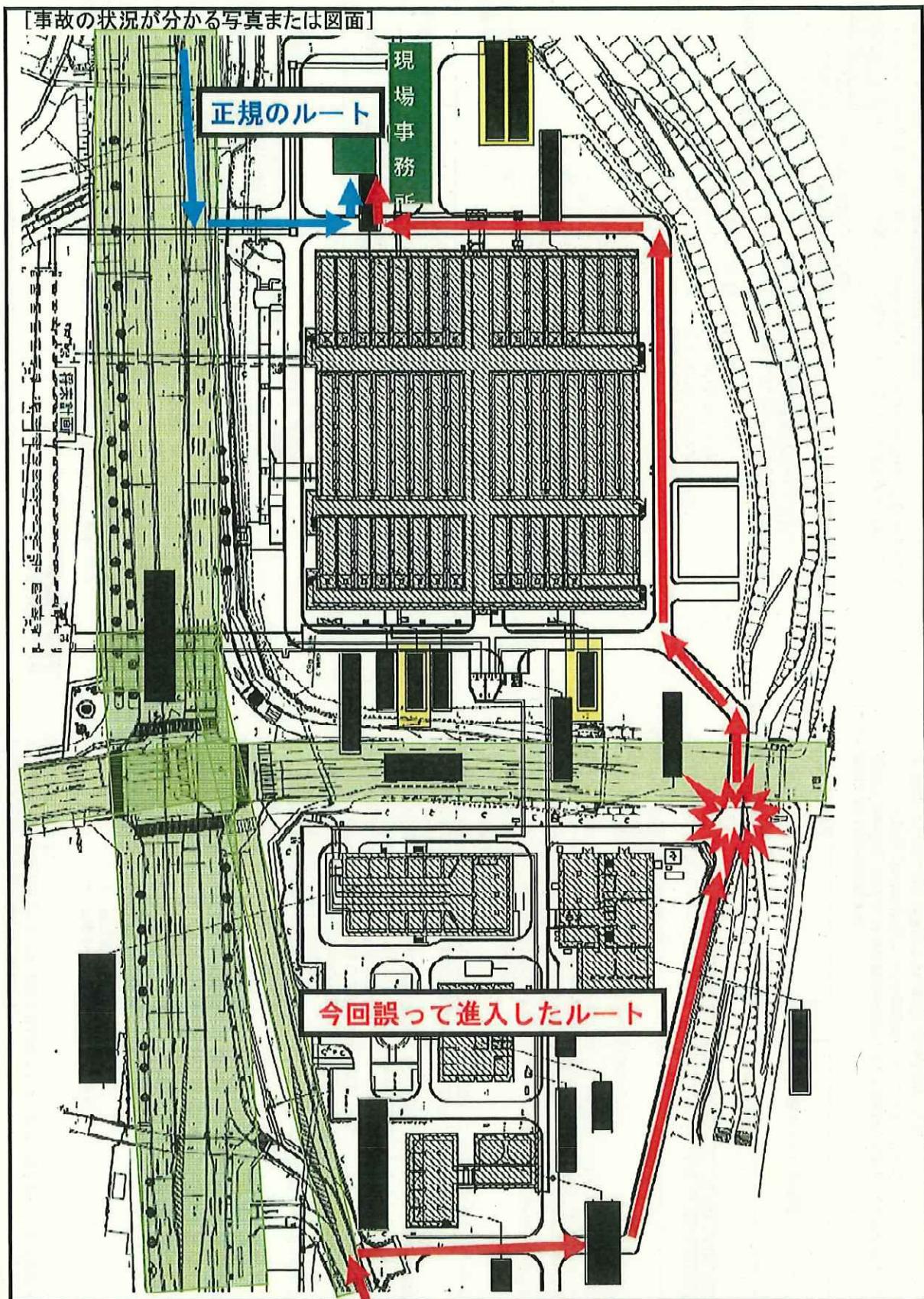
*月1回行う安全教育にて、「安全講習会用の動画(工事検査課作成)」を視聴し、安全教育を実施する。

事故周知・再発防止〔令和4年度発生事例〕

[事故の状況が分かる写真または図面]



事故周知・再発防止〔令和4年度発生事例〕



新規入場時教育の手引き

●●建設株式会社
●●林外 作業所

- ④ 安全衛生管理目標
作業所の安全衛生管理目標は次の4点です。
安全衛生管理制度を達成するために電動工具・災害の防止、墜落災害の防止を重点管理目標として取り組んでいきます。

こ^ンには。今日から私たちと一緒に働いていただく皆様に、この作業所のことを紹介いたします。この説明会がすべてではありませんが、基本的な事や作業所の規則など全員が知って、守って貰いたい事です。この作業所の事を早く理解し、みんなで安全な作業環境を作っていくましょう。

1. 工事名	令和5年度[第33-●●●●●-01号] ●●工事	
2. 施工者	●●土木事務所長 ●● ●●	
3. 工期	令和4年3月25日	～ 令和5年2月15日
4. 工事場所	●●地内	
5. 責負者	●●建設株式会社 《現場事務所》	TEL: ●● ●● - ●● ●● FAX: -
6. 工事概要	アルミ製建具、鋁型防水板及びガルバ版の設置 板金上げ等の●●工事 1式	現場周辺には国道が走っており、歩行者・一般車の通行がありますので、出口ではシグナル灯を設けて十分に安全確認をしてください。また、日中(午前7:00～午後18:00)の出入口は一方通行になっています。入り口から入り、出入口から出るようにしてください。
7. 周辺の状況		

8. 作業所のきまり

○ 一日の施工サイクル	朝	礼	休	夕
	作業開始	8 時 00 分～ 3 時 15 分 (全員)		
	午前休憩	10 時 30 分～ 10 時 50 分		
	み	12 時 00 分～ 13 時 00 分 (全員)		
	工事安全打合せ	13 時 00 分～ 13 時 10 分 (職長)		
	午後休憩	15 時 00 分～ 15 時 30 分		
	作業終了	ア : 17 時 00 分		

○ 一日のサクル

休
災害防止協議会：毎週土曜日・日曜日・祝日予定
店舗安全ハーネス：毎月1回(定期・不定期)
安全教育訓練：毎月1回(半日以上)

○ 安全衛生管理の基本的考え方

A) 作業所職員と労働者の皆さんがお互いに知恵を出し合い、協力して安全で働きやすさを追求すること。
B) 作業所職員が安全な行動を実現するため、一人でやつてはいけない。
C) 作業手順を守り、安全な行動を実現するため、安全な行動を守ること。

○ 守るべきこと

- ・静止場所には座れない。ラジオ体操は一日の始まりであり、だらだらせず元気よく行うこと。
- ・休憩時間で作業場所を離れる場合でも、場内では必ずヘルメットを着用して移動すること。
- ・喫煙は、休憩所のみとし、場内禁煙(車内での喫煙も禁止)。
- ・現場内では長袖の衣服を着用すること。
- ・荷物箱に作業着を片付けること、平日は事務室へ持参すること。
- ・作業終了時は、職員へ報告し、許可を得て変更作業を行うこと。
- ・万が一ケガをしたら、どんな通りケガ受けの手帳を必ず持つこと。
- ・予定作業を変更する際は、職員へ報告し、許可を得て変更作業を行うこと。(産業作業会合)
- ・施工作業前に駐車する際は、段差解消ステップから出入りをお願いします。
- ・施工作業所周辺に車両を駐車して作業する場合、カラーコーン等による区画分けを行うこと。

9. その他

- 【重要】
※本工事では、BTを採用したランプが高さの範囲をより、車の下部で乗用車は車高に支障を出す。といふ事態が発生しています。乗用車以外の車両は必ず現場職員の指示を受け、現場事務所側のゲートから入退場をするようにしてください。(乗用車以外の車で来る方は必ず前日と当日の入場前に連絡をしてください)
※現場代理人と連絡が付かない場合はこちらに連絡をお願いします。
1. 駐車技術者
●● ●● - ●● ●●
2. 現場技術員
●● ●● - ●● ●●
3. その他の
一人専用(大工・専業等で一人で仕事を請け負っている人)及び、中ハサミ三(個人企業の代表者
及び法人の代表者)は作業所の労災保険法使用できませんので、「寄附加入制度」を利用
してください。

10. 作業所安全管理目標

- ・監督、監査、灾害の防止
- ・第三者災害の防止
- ・交通災害の防止

作業所安全管理目標

- ・地域一番のきれいな現場

11. この現場における安全注意事項

- ・施設内・他作業、施設外・他会社職員が通行するため最前行(時速15km以下)を守ること。
- ・ニニック作業時には作業半径内への接触災害に充分に気を付けること。
- ・許可なく立ち入り禁止場所や隣接しない場所に立ち入らないこと。

- ・体調の悪いときは、遅刻なく申し出ること。
- ・許可なく電動工具その他の機械器具を持ち込み、使用しないこと。
- ・高所作業では安全帯を着用し、必ず使用すること。

地域で一番清掃が行き届いた結果がいる場所を作ろう。
みんなで明るく活気にあふれた安全で快適な作業環境を作り、いい製品を作りましょう！

【乗用車以外の車で現場に入場する業者の皆様へ】

当現場に乗用車以外の車で入場される方は下記のルートで入場してください。

※重点注意事項を必ず確認願います。

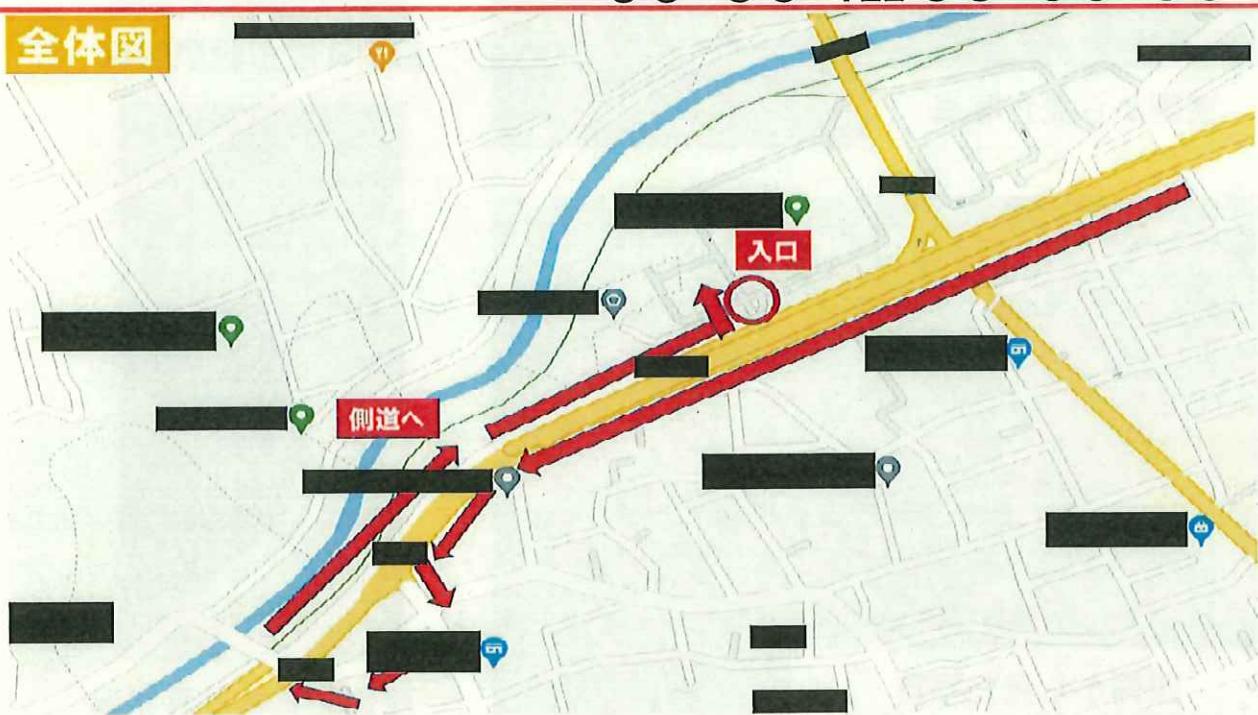
【重点注意事項】

- ・乗用車以外の車は絶対に現場内を横断する●●号線の橋下を通らない。
 - ・乗用車以外の車で入場の際は必ず事前に●●建設職員に連絡する。
- ※現場の出入口の進入方法はお伝えします。

連絡先 ●●建設株式会社

TEL: ●●-●●-●●
TEL: ●●-●●-●●
TEL: ●●-●●-●●

全体図



乗用車以外の車通行禁止



詳細図

写真のゲートからの入場をお願いします。





東側SL看板設置状況



西側SL看板設置状況



高さ注意喚起表示状況

- ・手前：弊社注意喚起表示 (3.0m) …今回
- ・奥側：既設注意喚起表示 (3.2m) …既設 (仮復旧済)

令和3年度[第33-■■■-01号]

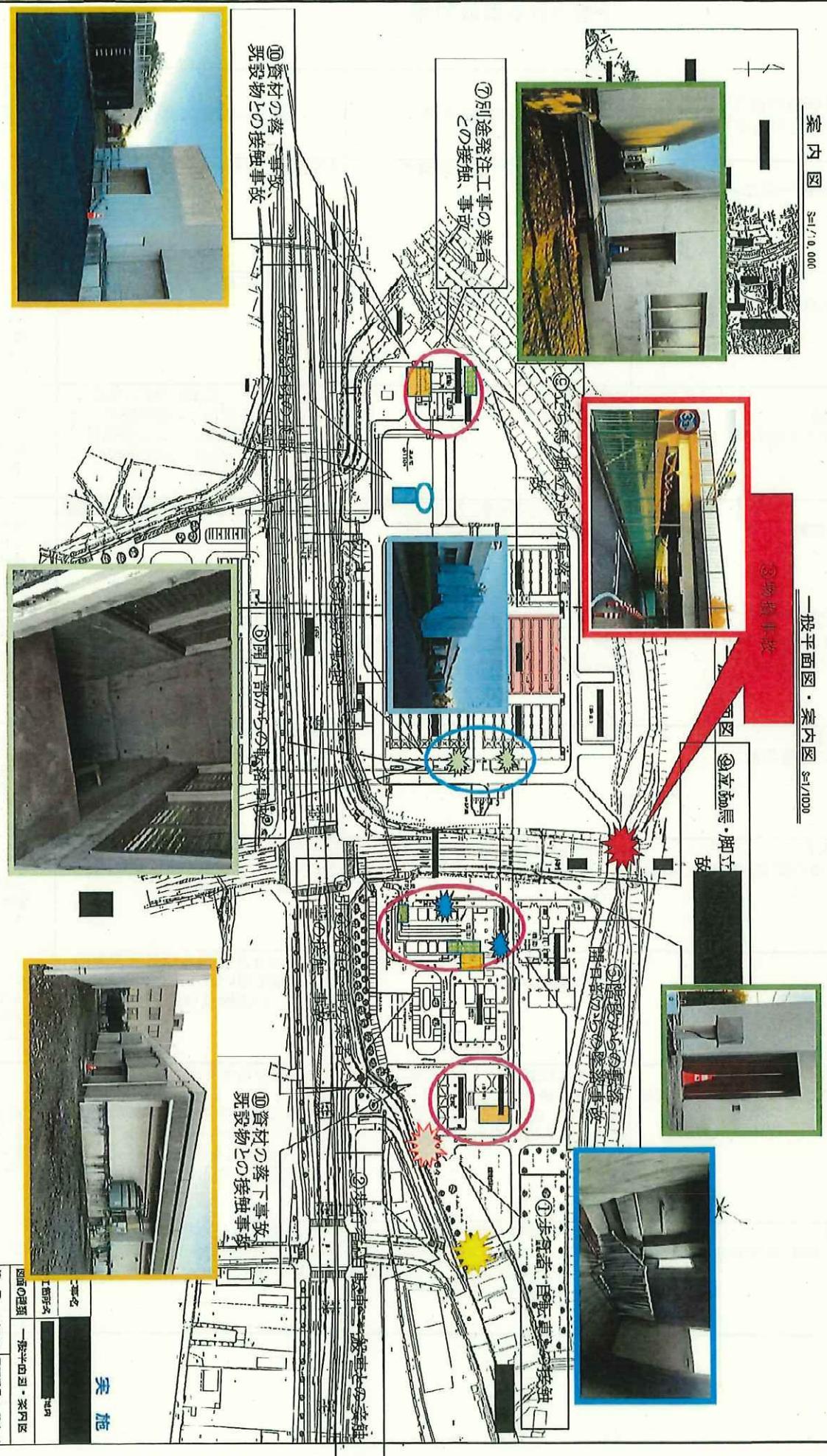
ハザードマップ

工事

案内図 S=1/1000

一般平面図・案内図 S=1/1000

工事



予想される事故対策リスト

番号	【事故の種別】 予想される事故	左記の安全対策	対策における留意点	確認印
①	【交通事故】 歩行者・自転車・一般車との接触	入場前歩道に歩行者自転車の有無を確認する。	入り口での徐行運転を徹底する。	/ 担当 □ 主任 □ 総括 □ 他 □ ()
②	【交通事故】 歩行者・自転車・一般車との接触	退場時出口での一旦停止左折退場する。	出口での左右確認を徹底する。	/ 担当 □ 主任 □ 総括 □ 他 □ ()
③	【物損事故】 既設物の損壊 国 [] 号橋梁下の通行時の車両接触	国 [] 号橋梁の下は乗用車以外の車両は通らない。	ラフタークレーン等高さのある車両や荷台に資材を積んでいる車両が入場の際は事前に把握。当日は現場員へ連絡のもと許可を得て事務所側のゲートから入場する。	/ 担当 □ 主任 □ 総括 □ 他 □ ()
④	【飛散】 仮設資材の飛散	資材の区画を行う事、及び飛散の恐れのある資材は倉庫等に仕舞う。	現場巡回の際に飛散物等ないか確認する。	/ 担当 □ 主任 □ 総括 □ 他 □ ()
⑤	【墜落・転落】 階段からの転落事故 開口部からの墜落事故	階段に反射材を設置する。 階段下に足場を設置、墜落のないよう に足場の設置をする。	階段付近での作業時は足元に注意する。 施工中は下階・上階の立入禁止措置をとる。	/ 担当 □ 主任 □ 総括 □ 他 □ ()
⑥	【墜落・転落】 開口部からの墜落事故	足場の設置。	使用する日の日常点検と、地震時等 の災害時の点検を実施する。	/ 担当 □ 主任 □ 総括 □ 他 □ ()
⑦	【第三者立入】 別途発注工事の業者との接触、事故	毎週既定の曜日に打合せを行い、 互いの作業を把握し、危険対策を行なう。	別途発注工事と施工が絡むことが 分かり次第、規定曜日の打合せを待たずに連絡・相談する。	/ 担当 □ 主任 □ 総括 □ 他 □ ()
⑧	【転倒】 足場の転倒	足場にやらず・火打梁を施工し、倒壊 防止の措置をとる。	施工前の日常点検及び異常気象前 後の点検を行いボルトやジャッキの不 備等ないか点検及び是正を行う。	/ 担当 □ 主任 □ 総括 □ 他 □ ()
⑨	【墜落・転倒】 立ち馬・脚立等からの転落・墜落事故	段差部は段差ステップを使用し、高所 作業時は狭所時は段差ステップを重 ねて使用、または脚立の使用、広い場 所では立ち馬を使用し作業を行う。	立ち馬脚立の水平使用及び適正使 用。 設置部に勾配や段差部がある際に、 処置を行ってから作業を行う。 6尺以上の脚立を使用する際に必ず 現場管理者に許可を得る。	/ 担当 □ 主任 □ 総括 □ 他 □ ()
⑩	【下掛作業】 資材の落下事故・既設物との接触事 故	施工者との事前確認を行い、ユニック 及びラフタークレーンの旋回範囲の確 認、玉掛けの合図確認、地切り確認を 関係業者全員で打合せを行う。	作業計画書及び点検表の記入。有資 格者による作業の徹底、既設物を損 壊させる恐れのある箇所は養生を行 う。	/ 担当 □ 主任 □ 総括 □ 他 □ ()

施工計画書へ追記（抜粋）

(10) 交通管理

1) 交通安全対策

1. 道路交通関係法令を厳守し、安全衛生責任者の指示のもと事故の無いよう十分注意する。
 2. 工事標識、保安設備を完備するとともに、保安施設等の配置には十分留意する。
 3. 本工事において関係機関及び地元要望、現場での必要性により交通誘導警備員、安全対策等が必要となった場合は、監督職員と協議する。
 4. 構内制限速度15km/hを遵守する。
5. 乗用車以外の車両が入場する際は前日までに車両確認を行い、当日15分前までに現場員へ連絡。入場許可を得て事務所側ゲートから入場する。

2) 工事車両に対する注意事項

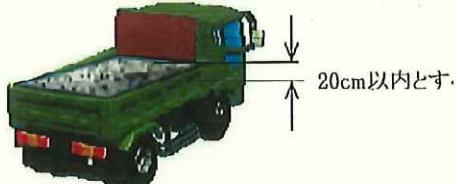
- 『安全運転6則』
- * 安全速度を必ず守る。
 - * カーブ手前でスピードを落とす。
 - * 交差点では必ず安全を確かめる。
 - * 一時停止し横断歩行者の安全を守る。
 - * 飲酒、酒気帯び運転は絶対にしない。
 - * 運転中に携帯電話を使用しない。

- ① 安全訓練等において、『安全運転6則の厳守』・過積載防止及び交通安全について安全訓練等に盛り込む。
- ② 過積載を行った業者は、現場内の立入りを禁止する事を前もって通知する。
- ③ 工事施工箇所への工事車両の出入りは、歩行者・一般車を優先して通行車両に十分注意し、現場内ルールを厳守する。
- ④ 現場内及び現場付近は徐行運転とする。
- ⑤ 飲酒運転が行われないように作業従事者に注意喚起する。
- ⑥ 運転しながらのスマートフォン等の注視・通話はしない。

3) 過積載防止について

- ・ダンプトラックの積荷の高さは荷台の検収をして確認するが、
　　殻運搬の場合はボディーから20cm以内とする。
- ・積込時に過積載チェックリストを用いてオペレーターがチェックし、
　　全台数職員が確認する。
- ・不正改造してある運搬車両の現場内出入り禁止とする。
- ・前項について納入業者には前もって確認(申検証)・指導をする。
- ・生コンクリートは、事前に生コン出荷先と積込量の打合せを行い(配合報告書にて単位重量確認)、現場到着時に伝票にて確認する。

殻運搬



4) 災害防止について

① 第三者災害防止について

- 現場内に立入ができないよう警戒看板・立入禁止看板・バリケード・単管バリケード（クランプカバー）等を設置し、第三者の立入禁止措置を明確に行う。
- 現場出入口では地元車両及び第三者を優先し、一旦停止・左右確認を徹底する。工事車両は場内に設けた指定場所に駐車し、一般車両に迷惑がかからないようにする。

② 過積載防止について

- ダンプトラックの積荷高さは荷台の検収をして確認するが、基本的に般運搬の場合はボディーから20cm以内とし過積載を絶対に行わない。
- 過積載チェックリストを作成し、弊社職員にて全台数過積載の点検を行う。
- 不正改造してある運搬車両の現場内出入りを禁止とする。
- 前項について納入業者には前もって確認（車検証）、指導をする。
- 生コンクリートは、事前に生コン出荷先と積込量の打合せを行い（配合報告書にて単位重量確認）現場到着時に伝票にて確認する。

③ 既存設備について

- 既存設備、特に分電盤などの精密な物にスポンジ設置等の養生を行い破損防止対策を行う。
- 反射材等を用い既存設備を明示する。
- 新規入場者教育時に既存設備の場所、危険についての指導を徹底する。

d) 既存設備損壊防止のため、乗用車以外の車両は入場前日と当日入場15分迄前に現場に連絡し許可を得て事務所側ゲートから入場する。

5) 特に留意する作業について

- 作業は、保安帽の着用、作業床の確保をして作業を行う。
- クレーン作業は、合図の確認、旋回範囲の立入禁止措置（カーボーン・コーンバー）下掛有資格者の配置、吊荷の下に入らない事等に注意する。また、作業開始前には吊具の点検を行い、月毎に定める点検色（下表参照）を標示する。

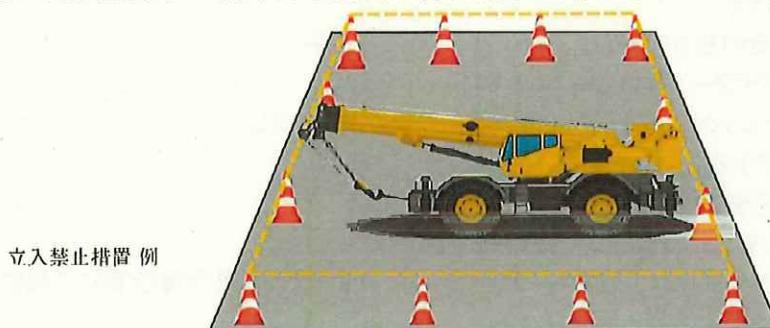
4月・8月・12月	緑
5月・9月・1月	黄
6月・10月・2月	青
7月・11月・3月	白

- 重機作業は定められた用途以外に使用しない。又、作業中は運転席から離れない。

作業中止・作業終了等運転席を離れるときは、アタッチメントを地上におろし、エンジンを止め、ブレーキをかける等、逸走防止の措置をする。作業終了時は確実に施錠し盗難防止に努める。

- 週末には一斉清掃を行い、現場内の整理整頓に努める。

- 現場内及び工事用道路部において、駐車または運転手が車両から離れる場合は必ず車止めをする。



安全訓練等の実施計画

安全訓練等の実施については工事着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て実施し、「安全・訓練等の実施報告書」に整理し、監督職員の請求があつた場合、直ちに提示する。

また、工事検査課作成「安全講習会用・動画(約30分)」を活用して安全教育を実施する。

安全・訓練等の実施報告書

実施年月日	令和 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分 大候:
場 所	建設(株) 建築工事作業所
参 加 者	現場代理人・監理技術者・外作業員 名
実施事項	例 (1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2)当該工事内容等の周知徹底 (3)来月の計画工程について (4)当該工事における災害対策訓練 (5)当該工事現場で予想される事故対策 (6)その他、安全・訓練等として必要な事項
実施状況写真	<p>実施状況写真の添付</p> 
	<p>注) ①参加者が確認できる実施状況写真を撮影します。 ②実施項目の議事次第を添付します。 ③参加者名簿を添付します。 ④質疑応答内容を添付します。 ⑤使用テキストがわかるようにします。 ⑥使用ビデオタイトル等明記した資料を添付します。 ⑦工程にあつた実施項目を実施します。</p>

事故周知・再発防止〔令和4年度発生事例〕

〔再発防止対策〕

・工事事故の緊急安全大会の実施 **※元請のみ**

施工部全体で、事故の原因の解明と再発防止対策を検討し、安全教育を実施した。

実施日時 令和4年11月17日（木） 午後5時30分～

緊急安全大会

1. 事故発生状況報告
2. 事故発生の原因調査と再発防止対策
 - ・発生要因の解明
 - ・再発防止対策の検討
3. 再発防止対策の周知
 - ・当該協力業者への周知徹底
 - ・当該協力業者以外への周知徹底
 - ・当社施工中の工事現場への周知

事故周知・再発防止〔令和4年度発生事例〕

〔再発防止対策〕

- ・工事事故の災害防止協議会の実施 **※下請けを含む**
元請業者と下請業者で、事故の原因の解明と再発防止対策を検討し、安全教育を実施した。

実施日時 令和4年11月17日（木） 午後1時30分～

事故再発防止周知会

1. 事故発生状況報告
2. 事故発生の原因調査と再発防止対策
 - ・発生要因の解明
 - ・再発防止対策の検討
3. 再発防止対策の周知
 - ・当該協力業者への周知徹底
 - ・当該協力業者以外への周知徹底
 - ・当社施工中の工事現場への周知

参加者 計5名（元請業者、下請業者）

